

橋本市民の方が定期の予防接種で

インフルエンザ（10/1～1/31）・高齢者肺炎球菌予防接種を

県外で接種する場合の流れ

1. まず、接種の前にご本人（又はご家族・施設職員様）から「予防接種依頼申請書」を橋本市いきいき健康課へ提出していただきます。

※申請者の連絡先（ご家族様携帯・施設等）の記入をお願いします。

※橋本市から、接種予定の医療機関（または所在地の市町村）へ確認します。

2. 約 1 週間後、橋本市長名（公印押印）で（医療機関又は医療機関所在地市町村長あての）「予防接種依頼書」を申請者様に送付しますので、接種する医療機関へお渡し
してください。

※橋本市の予診票も同封しますので、そちらをお使いください。

※医療機関への予約はご自身でお願いします。

3. 接種費用は一旦、全額自己負担でお支払いください。

4. 接種後は、

- 領収書（どの注射を受けたか分かるもの）
- 予診票写し
- 「予防接種費助成金交付申請書兼還付請求書」

以上を揃えて橋本市へ提出してください。提出期限は接種された年度3月末です。

5. 約1か月後、自己負担金を除いた金額分（還付金額）を本人様の口座へお振込みします。

※インフルエンザの自己負担金額は 1,500 円、還付金額の上限は 3,550 円です

※高齢者肺炎球菌の自己負担金額は 3,000 円、還付金額の上限は 5,660 円です。

648-8585 橋本市東家 1-1-1

橋本市 いきいき健康課 保健予防係

0736-33-6111（直通）